

## 情報通信審議会 情報通信政策部会

## デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第9回 議事概要

1 日時：平成19年1月29日（月）14：30～16：00

2 場所：総務省 第1特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、大山 永昭（主査代理）、浅野 睦八、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、稲葉 悠、岩浪 剛太、植井 理行、河村真紀子、岸上 順一、佐藤 信彦、椎名 和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、高橋 伸子、高田 真治、田胡 修一、土井 美和子、長 田 三紀、中村 伊知哉、野坂 章雄、生野 秀年、福田 俊男、堀 義貴（以上25名）

（2）オブザーバー

兩宮 直彦（KDDI株式会社）、石田 亘（株式会社アイキャスト）、伊藤 明（株式会社アイキャスト）、川瀬 真（文化庁）、河野 智子（ソニー株式会社）、中村 秀治（株式会社三菱総合研究所）、中村 吉二（社団法人日本音楽事業者協会）、松岡 達雄（日本電信電話株式会社）、元橋 圭哉（日本放送協会）、安江 憲介（株式会社三菱総合研究所）、

（3）事務局

小笠原情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ流通促進室長

（4）総務省

鈴木情報通信政策局長、寺崎政策統括官、中田官房審議官、勝野官房審議官、安藤地上放送課長、佐藤情報通信政策課長

4 議題

（1）IPマルチキャストに係るルール （2）

- 中村（秀）オブザーバーより、資料1に基づき、諸外国におけるIPTVサービスにつき説明。
- イタリア、フランス、イギリスではIPでテレビ番組が伝送されており、ビデオオンデマンドも使用できた。また通信会社が、携帯電話でテレビ番組を伝送しており、ヨーロッパでは通信と放送の両部門が連携して新しいビジネスを開拓している。通信と放送と利用者が、互いにWin-Win-Winの関係を切り開こうとしている。日本では通信も放送も権利者も利用者も、損はないが、得している人はいない。
- ヨーロッパでは、IPマルチキャストとユニキャスト、どちらの方式を使用しているのか、著作権上の処理は通信と放送のどちらなのかといった質問は、意味が分からないという反応ばかり。技術的な方式により法律上の扱いが異なるため、サービスがなかなか

実現しない日本が特殊だと思った。

- 野坂委員より、資料2に基づき、IPマルチキャスト放送と自主放送につき説明。
- 伊藤オブザーバーより、資料3に基づき、IPマルチキャスト放送と自主放送につき説明。
- 池田委員より、資料4に基づき、放送番組制作における著作権隣接権の処理につき説明。
- 椎名委員より、席上配布資料に基づき説明。
- 有線放送は難視聴地域へのテレビ放送の提供を名目に、国の指導で法が整えられたものである。知財本部がやっている知財立国の趣旨はよく分かるが、現在の議論はマルチキャストに端を発し、ゆくゆくはVODにと考えていることは明白。何となく知財を守るよりも、知財で商売をしたいと思っている人を促進するような会議が多い気がする。
- 音楽事業者協会は、難視聴地域対策のための有線放送に関しては、その趣旨に賛同し、今まで金銭的な報酬を求めたことは一切ない。しかし、難視聴対策で始めたはずの有線放送は現在、実態として都市型有線放送となっている。難視聴対策を目的とせず、サービスの一環としてエンターテインメントを始めるということは、我々エンターテインメント事業者、ひいては個人事業主である実演家と何ら変わらない私企業である。私企業が利益目的事業を始めるときに、法律を切り下げてからでないと始められないならば、一般の零細企業、中小企業との間に著しい不公平が生じる。まして、本来我々が持ち得る権利を切り下げて成り立つ事業であってはならない。
- 権利者の権利処理が煩雑であり、権利者がすべてのコンテンツの流通を阻害する元凶のように流布されているが、世界的にも先進的なエンターテインメント文化を形成してきたと自負している我々への根拠のない誹謗であり、実態が分からない人の聞きかじりの発言と言うしかない。
- 動画配信に関しては、既に有線のGyaoやヤフー動画という一企業が新たなビジネスモデルを構築し、私費を投じて努力しているにもかかわらず、IPマルチキャストに関してのみビジネスをやる前から法改正を前提とする議論に終始するということが実に不可思議でならない。これらのことを総合しても、実演家及び我々事業者も一私企業であるので、我々の立場は消費者団体の方にはるかに近いと思う。
- 例えば全国のローカル放送をIPで見せてあげたい等の壮大なビジョンを示してほしい。CS・BSデジタルのときも、多チャンネルになると、その分だけ実演家の仕事の幅が増えるような言い方をされてきたが、実際には地上波のギャランティーや制作費が切り下げられ、その部分が制作会社の現在の実態にまで波及している。負のスパイラルが、この十数年ずっと起こってきている。
- IPマルチキャストに代表されるように、一部の権利を制限して事業を始めようとす

るものについては、反対とは言わないが、皆が利益を獲得できるような明快なビジネスビジョンを示してほしい。

- 新しい条約や、その他法制度の問題に加え、IPマルチキャスト放送の実態が明快にならなければ、きちんとした議論はできない。具体的に今後どのようにやるのか、あるいは将来ビジョンはどうかということを含めて検討すべきである。
- ケーブルテレビの自主制作放送は、各局で基本的には1チャンネル、又それ以上、例えば3チャンネル制作・配信している局もある。そのために各局とも5名から10名ぐらい、あるいはそれ以上の番組制作スタッフを抱えている。また、各事業者には番組審議会があり、学識経験者等、7名で運営している。非常に手間も掛かるし、お金が掛かるが、自主制作放送というのは基本的にそれだけでお金を儲けるというスタイルにはなっておらず、かなりの所は同時再送信と同様、無料で配信している。
- 世界トップクラスのデジタルコンテンツ大国にするという国家戦略のもとに動いているので、ある程度産業育成的な意味合いがあるのは当然。コンテンツ産業全体の規模は、GDPに対する割合が、世界は3.05であるのに対して、日本は1.9。相当何らかの支援をしないと、その目標は達成できない。いわゆるテレビ放送とIPマルチキャスト放送との違いは、ユーザーから見るとほとんど分からないが、クリエイターが適切なりターンを得られるように、業界慣行の見直しや契約の促進等を同時に進めることが重要だと思う。
- ケーブルテレビと類似するサービスだから著作権法上の取り扱いを同じにする、許諾権を報酬請求権にするという話は結びつかないと思う。権利者としてもどのようなサービスが提供されるか分からず、その段階で権利を許諾権から報酬請求権に切り下げてくれというのは、非常に変だ。
- 今までと同じモデルで考えていると、そんなに手口はない。我々もこれから夏にかけて、IPマルチキャストを使い、場合によっては携帯もあわせて、権利者から見ても、これだったらおもしろい番組をつくれるかなというような話ができるありがたい。いきなり自主制作を全部つくれというのではなくて、これから育てるにあたって、いろいろとご協力等、1個1個やらせていただきたいと思う。
- ケーブルテレビも、衛星も、ビデオも、立ち上がり期において、新しいメディアは既存コンテンツの有効利用から広がっていったので、新しい技術の立ち上げにあたっては、そのような観点で日本だけが国際的に遅れを取らないようにご配慮をお願いしたい。
- 知財立国の観点から、制作者側にお金が回る仕組みをどう作るのか、その権利をどう保障するかが、政府の知財戦略の要諦。IPマルチキャスト事業者側は、コンテンツにどれ位の資金を回すのか、どれ位のビジネスにするのかを目に見える形で用意した方が

よい。C P R Aの集中管理の仕組みに、通信側としてどう協力するのか、資金をプールして共同でビジネス実験を行うというような提案を期待したい。今後、議論になる取引市場の形成も、そのような取り組みになると考える。

- 報酬請求権と許諾権は、集中管理が行われている状況では限りなく近い。指定管理事業者は応諾義務があるので、使用の許諾を出さなければいけない。ただし事前許諾を要する場合、例えば放送の中でどのようなレコードを使うかを事前に言う必要がある。指定管理事業者が使用料規定に基づいて応諾義務を伴う許諾を出すことは許諾権であるが、報酬請求権と限りなく近い処理を実現させた状況にある。許諾権は拒否する権利ではなく、価格が折り合わなければ出さないという指し値が使えるかどうかが違う。
- 報酬請求権にせずつも I P 事業者は交渉して、相手を説得するチャンスは残っており、初めから全部報酬請求権にならなければやらないというのは、虫のいい話。番組が流れるための方策を議論した上で、本当に実演家の権利が障害であれば考えるが、番組がなぜ流れないかという検討がされていない。
- 分配に関しては、レコード協会と C P R A は違うが、C P R A の場合は J A S R A C で入手している放送使用データを使用して分配している。放送でどんな楽曲がかかったかについて、現状は年間 13 週に 1 週のサンプリングデータをもとに、分配されている。実際サンプリングデータではなく全曲を報告してほしいというお願いを、権利者から放送事業者にもしており、そのようにシフトしていく経過的なところにある。
- 報酬請求権と許諾権では全く違う。放送におけるレコード利用に関してレコード製作者が持っているのは報酬請求権であるが、許諾権を持っていれば、例えば音楽 C D をそのまま連続して 24 時間流し続けるような放送形態は禁止できる。ところが、報酬請求権だとそれが禁止できない。今回、I P マルチキャスト放送の自主放送を報酬請求権にした場合、例えば B'z チャンネルやビートルズチャンネル等、特定のアーティストに特化したチャンネルが数多く現れ、24 時間音楽 C D を使って流されても、レコード会社はこれを禁止できない。
- レコードの放送における利用が報酬請求権になった背景は、電波という限られた資源と、極めて高い公共性を評価し、権利の保護と利用のバランスをとった結果。しかし、デジタル技術の発達により色々な放送形態ができ、C D をそのまま使って送るような放送形態も出てきている。I P マルチキャストが C A T V に類似しているので、権利を切り下げて下さいという話で済むことではない。そのような簡単な話ではなく、放送全体の規律そのものも考えていく必要があると理解している。
- 出演機会の拡大を新しいメディアに対してどのように実現していくか、直接番組制作にかかわるすべての関係者に、いかに機会均等をフィードバックしていくかを実現する

方法の1つとして、権利をリアルタイムで処理し、なおかつ役務利用を使っているいろいろな自主放送、VODも含めて、新しいコンテンツを作るときに一番大変なのは、権利処理自体に対する時間、プロセスである。個別管理の部分は、他を引っ張ってしまうことも起こり得る。そのような整備がされていれば、請求権か許諾権かは、おそらく技術的なところで解決できる方法があると考えている。ただし、いつ実現するかは、少々時間がかかることだと思う。

- とりあえず報酬請求権化してほしいではなく、どのようなシェアの形が考えられるのか、実際に資金的な背景も含めてビジネス的な提案の中で、この問題をなじませていくという姿勢に転じられたらよい。まず報酬請求権を取ろうという姿勢で来られたら、敵対関係で終わってしまう。NTTもKDDIも、そのような認識に立つならば、拒否反応はしない。
- 新しい自主放送、VOD、もっと言えばブロードバンドビジネスを何とか立ち上げていきたいと考えているが、報酬請求権か許諾権かという議論は、通信とコンテンツと放送という、違った環境の中のぶつかり合いの中から出てしまったと思う。唐突性があったとすれば、我々も反省しなければならないが、実際に全部のルールが確定しない限り全然何もできないというと、新しいメディア、新しいビジネスは起こらない。例えば実証実験からスモールスタートで始めていく等、色々な形を取りたいと思うが、どのような形で実現していくかをこの場で協議したい。
- 許諾の取得や集中管理の中で考えていけばよい話であり、結果、放送そのものだという結論が出れば法律がシフトする。
- IPマルチキャストは、衛星放送のデジタル化よりも非常に多チャンネルであり、その辺は法制度、通信、放送を合わせた色々な基盤整備が必要ということで、資金にあえぐといった議論は1回凍結させ、具体的なものを我々も模索したいし、今後、話し合わせていただきたい。
- 前回の資料の中で流通を阻害する要因は他にあると書いてあったが、他の理由が分からなかったのも、何故こんなに思わせぶりの文章でそこに触れなかったのか。あと、本日も番組がなぜ流れないかを議論すべきだと言ったが、それはどのように、他にある他の理由とは何なのかを聞きたいと思う。
- 放送番組はマルチユースを前提とせず、放送することのみを目的に制作されるため、番組の2次利用に際し、番組制作者がどのようなシェアで受け取るのか等の環境整備がなされていない。例えば実演家だけが配信を止めているとしたら、大変な実力を持っている立場にあると思うが、実態はそうではない。従って、放送番組をネットによどみなく流すための検討は別な所にあり、実演家が犯人ではない。

- 本来の意味での自主制作番組はほとんどないので、ないものは流れない。CS放送から番組の提供を受けて流すものに関しては、既に集中管理をレコード協会とCPRAで始めており、それを使用すれば流れる。どのようなものができるか提案いただいていないので、今後新たに作るものが流しにくいと言われても、我々も何とも答えようがない。
  - IPマルチキャストという流通形態の中でマーケットが広がり、視聴者の選択肢が広がるという方向性は、多分共通認識としてあり、皆さんがポジティブにその配信環境を使えることを前提として議論したこと自体が1つのコンセンサスである。関係者それぞれにとってアドバンテージがあるメカニズムをどのように作るかということが課題であり、幾つかの方法論は既に議論いただいたので、今後はその仕組みについて議論する必要がある。
  - 議論の進め方として、IPマルチキャスト事業者から自主制作の検討という提案があり、実際に検討を進めるなら、その仕組みの中で考えればよいという話もあった。また、Win-Win-Winのようなビジネスモデルがきちんと成立する形での議論をまとめていくべきという意見も何人かの委員からいただいた。アドバンテージのあるメカニズムが大体分かってきた時に、それを進める上で今のルールに問題があれば、議論が必要になる。
- (2) 今後の検討スケジュール
- 小笠原コンテンツ流通促進室長より、資料5に基づき今後の検討スケジュールにつき説明。

以 上